

令和8年度 事業計画書

公益財団法人 鈴鹿国際交流協会（Suzuka International Friendship Association）は、平成元年の設立以来、鈴鹿市総合計画の理念及び平成23年に策定された「鈴鹿市多文化共生推進指針」並びに令和6年策定「鈴鹿市多文化共生推進計画」に基づき、鈴鹿市民の国際意識の高揚や諸外国との相互理解と友好親善に努めるとともに、外国人市民と日本人市民が交流を深め、お互いに理解・尊重し合う多文化共生社会の実現を目指します。

当協会に関しては、国際交流・多文化共生の活動拠点として重要な役割が期待されており、協会の活動を市内外に広報し、市民・行政・企業・関係団体及びボランティアの方々との連携を密にしながら、事業のニーズ、実施効果、継続性等を検証しつつ、以下に示す各事業に鋭意取り組みます。

公益目的事業

1 地域レベルでの国際交流の促進・国際理解事業

(1) 鈴鹿市・ベルフォンテン市相互交流事業

本市の友好都市である米国オハイオ州ベルフォンテン市との青少年相互交流事業については、令和7年度はベルフォンテン市から7名の派遣生を受け入れました。

今年度については、鈴鹿市から派遣をする年にあたりますので、中・高生（8名）をベルフォンテン市に派遣いたします。

(2) 国際理解講座等の開催

国際交流・多文化共生等を推進するための講座を開催します。

令和7年度と同様に、国際理解講座及び国際理解料理講座を開催するとともに、他団体とも連携し、異文化理解が深められる新たな講座や情報発信を提案していきたいと考えています。

2 多文化共生推進事業

(1) 多文化共生啓発イベントの開催

ア 概要

地域内での多文化共生意識の醸成を図るため、「鈴鹿国際交流フェスタ 2026 わいわい春まつり」を、日本人と外国人のボランティアで構成す

る実行委員会主催で開催します。「協働」と「異文化体験」をキーワードに、市民が楽しく参加でき、異文化に親しみ、地域での交流の場となるような国際交流フェスタを目指します。

イ 実施内容

- 名称：鈴鹿国際交流フェスタ2026わいわい春まつり
- 日時：令和8年5月17日（日）10時から15時30分まで
- 場所：ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿及び西条中央公園
- 内容：世界各国の舞台パフォーマンス、国際キッチンカー、外国文化の体験コーナー、防災啓発、他

(2) 日本語講座の開催等

ア 日本語講座（対面方式）の開催

例年開催している「対面式」の日本語学習講座を、引き続き実施します。前期には入門講座を、後期には初級講座の開設を予定しています。

イ オンライン初級日本語教室の開催

令和7年度より開催している「オンライン方式」の初級日本語教室を、今年度も開催します。

講師については、本協会より外部に委託し、近年増加している外国人労働者を主な対象者とした「オンライン初級日本語教室」を開講します。

ウ 地域の日本語教室の委託事業化

地域の日本語教室（下表の3教室）の運営を安定させ、日本語を学びたい人々が学習しやすい環境を整えることを目的に、令和7年度から地域の日本語教室を委託事業化しました。

今年度についても、委託事業化を継続します。

(地域の日本語教室)

名称	開催日時・開催場所等
桜島日本語教室	毎週水曜日（19:00～20:30）鈴鹿工業高等専門学校
牧田いろは教室	毎週土曜日（10:30～12:00）牧田コミュニティセンター
鈴鹿日本語会 AIUEO	毎週土曜日（18:00～19:30）河曲公民館

(3) その他事業

ア 外国につながる児童の長期休みの宿題支援教室の開催

令和元年度から開催している本事業について、今年度も引き続き夏休みと冬休みの長期休みの期間に実施します。なお、実施にあたっては、市及び市教育委員会と連携するとともに、ボランティアの方々に御協力いただきながら実施します。

イ 外国人市民を対象とした相談事業

市等の公共機関からの公的文書をはじめ、各種クレジットの支払等、諸機関・団体・企業等からの通知文書等の内容が分からず、放置することによって、自身の生活に著しい支障が生じる等の相談案件が、少なからず寄せられています。

本協会では、可能な範囲で引き続き相談を受けていきます。

また、以前より継続実施している、外国人カウンセラーによる「ポルトガル語による心の相談会」も継続して実施します。

ウ 外国人市民等への情報発信

本協会が開催する事業等をはじめ、国際交流・多文化共生に関する情報等を、ホームページやフェイスブック等で発信していきます。

また、協会事務室も、市民等の申し出に応じて各種パンフレット等を掲示する等、交流の場として活用していきます。

協会機関誌（S I F Aニュース）については、引き続き年4回発行し、賛助会員やボランティアの方々等に配布いたします。

3 人材の育成及び市民活動等の支援事業

(1) ボランティアの養成

ア 日本語ボランティア養成講座の開催

市内の日本語教室等で活動する日本語ボランティアを育成するため、以前から継続して実施している日本語ボランティア養成講座を、今年度も開催いたします。

(2) 多言語災害ボランティアの養成

災害時の情報伝達について、外国人市民に対し円滑に情報発信ができるよう「多言語災害ボランティア」の体制整備を進めることを目的にして、多言語災害ボランティア養成講座を開催します。

(3) インターン生等の受入れ

令和7年度には、県内高校からのインターン生や、JICAグローバルプログラム研修生（派遣前型）等を受入れました。今年度についても、継続して受入れを実施します。

(4) 各種団体等との連携

令和7年度には、鈴鹿市社会福祉協議会が主催する「鈴鹿市災害ボランティアセンター連絡会」及び「鈴鹿市災害ボランティアセンター設置・運営訓練」や、多文化共生推進活動「鈴とも」、「鈴鹿こども支援ネットワーク会議」等に参加いたしました。今年度についても、継続して参加いたします。また、本協会が主催する「にほんごサロンおいん」についても、他団体と連携の上、運営していきます。

法 人 事 業

1 理事会・評議員会の開催

公益財団法人 鈴鹿国際交流協会の定款等に基づき、5月、9月及び3月に理事会を、また6月及び3月に評議員会を開催します。

また、必要に応じて評議員選定委員会を開催いたします。

2 協会の活動のPR及び賛助会員の拡充

行政機関や各種団体の会議や行事、講演会等に積極的に出席して、相互交流を深めながら協会事業のPRを行うとともに、本協会との事業協働や協賛金・賛助会費等の支援・協力を依頼し、連携の強化と財源の確保に努めます。

3 その他

(1) 公益法人会計基準の改正への対応

法令の改正に伴い、平成7年4月1日から公益財団法人の会計基準が見直されました。

会計基準の変更には、三年間の経過措置が設けられていますが、遅くとも令和10年度からは新会計基準での運用が求められます。

そのため、新会計基準への移行年度や会計ソフトの変更（バージョンアップ等）について、計画的に進めていきます。

(2) 事務局員の担当業務の整理と各種研修の導入

今年度より、新たにフルタイム会計年度任用職員を雇用するため、事務局内での各職員の担当業務を再編・整理します。

また、各職員の能力向上を図るため、簿記や外国語習得に係る研修等を導入します。